

## 令和7年度 「ふるさと福井CMコンテスト」 Q&A

Q1：「ふるさとの魅力発信推進事業」の実施校以外の学校からも、コンテストに応募することはできますか。

A1：はい、できます。県内すべての小中学校から2作品まで応募できます。

Q2：応募資格に「グループで作成したもの」とありますが、小規模校のため、個人で取り組ませたいと思いますが、それは可能ですか。

A2：可能です。

Q3：内容は校区内の地域に関するものに限られますか。

A3：県内であれば地域は問いません。例えば校外学習等で訪れた地域の魅力を伝えるなど、各学校の実態や子どもたちの思いに応じて取り組んでください。

Q4：編集は教員が行ってもよいでしょうか。

A4：児童生徒の力を伸ばすことがねらいですので、教員が手を加えるのではなく、児童生徒が主体的に活動に取り組めるよう工夫願います。

Q5 地域にある商店や企業をCMでとりあげることは「特定の企業や商品を宣伝することにあたるのでしょうか。

A5 特定の企業や商品を「宣伝」する目的でとりあげることはできません。CMを見たときに、特定の企業や商品の利益につながるような「宣伝」をしていると捉えられるようなとりあげ方をしないようにしてください。

Q6：CMの著作権はどこに属することになりますか。

A6：著作権は各学校に属します。ただし、本コンテストに応募する際に、映っている人物の肖像権使用、画像の著作権使用を含め、県や県が許可した機関による放映に対する同意を基本とさせていただきます。

Q7：CMを地域の方に見せる、公民館と共有する等、学校が考えた方法で活用してもいいでしょうか。

A7：はい。県が考えている活用の他に、各学校で考えた方法でも活用ください。